

福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第16号)

最終改正：平成30年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員とはならない非常勤職員)

第2条 条例別表第1第3号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員のうち1年間の勤務日の日数が121日以上である非常勤職員とする。

(子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第3条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該子を養育することが困難な常態になった場合
 - ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第3条の2 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。
この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(部分休業を請求することができない職員とはならない非常勤職員)

第4条 条例別表第2第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員のうち1年間の勤務日の日数が121日以上であって、勤務日1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(部分休業の承認)

第5条 条例第10条第2項の規則で定める職員は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号）第15条の2第1項の介護時間又は福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）別表第2第7号若しくは第8号に掲げる特別休暇の承認を受けた職員とし、条例第10条第2項の規則で定める時間は、当該承認に係る介護時間又は特別休暇の時間とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。